

福島県情報化推進計画

ふくしま ICT データ利活用社会推進プラン



福島県

ふくしま I C T データ利活用社会推進プランのポイント

本県の新しい情報化推進計画である「ふくしま I C T データ利活用社会推進プラン」は、震災からの復興、人口減少や少子高齢化等の本県が直面する様々な課題の解決に向け、ICT と官民データを利活用するための指針です。

計画の策定趣旨

- 産業の振興や情報発信による風評の払拭、風化の防止、交流の促進など、様々な分野で ICT の利活用により復興を強力に推進していく必要がある。
- ICT をめぐる技術進歩が想像を超えるスピードで進展しており、IoT によりあらゆるモノがインターネットにつながり、様々なデータが AI により解析され、新たなサービス等を生み出し、社会や経済に大きな変革をもたらす「第 4 次産業革命」の進行に対応していく必要がある。
- 官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するための官民データ活用推進基本法に基づき、官民データ活用の取組を計画的に推進していく必要がある。

計画の位置づけ・期間

- 「福島県総合計画」及び「福島県復興計画」の実現を目指して様々な課題の解決に向けて取り組む ICT 関連施策の展開方向を示すもの。併せて都道府県官民データ活用推進計画として位置づける。
- 計画期間は 2019 年度からの 3 カ年

基本目標

I C T とデータで真の豊かさを享受する社会 “ふくしま Society5.0” の実現

- スマートフォンの普及、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化、端末やセンサーの小型軽量化等により、AI や IoT 等、最新の ICT の急速な進展は、あらゆる場面で私たちの生活を一変させる。
- 日々の暮らしや社会の様々な場面で県民一人一人がその便益を享受し、真に豊かさを実感できるよう、最新の ICT やデータの利活用を推進する必要。
- 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、目指すべき新たな社会の姿である Society5.0 の実現を目指し、施策を推進する。

施策の展開方向

- 復興の推進・・・風評・風化対策のため SNS 等による情報発信や交流の促進、福島イノベーション・コースト構想の推進、携帯電話基地局や光ファイバ網等 ICT 基盤の復旧、震災体験のアーカイブ化 など
- 安全・安心、健康なくらし・・・各種ネットワークシステムによる情報の伝達やドローン、ロボット等の新技術を防災・減災、保健・医療・福祉分野、インフラ整備、交通事故抑止等で活用 など
- 産業振興・地域活性化・・・人口減少や少子・高齢化をカバーしワーク・ライフ・バランスへの対応に ICT を活用、中小企業の最新技術対応への支援、観光・農林水産業の販路拡大・省力化・生産性の向上に ICT を活用、雇用創出や地域活性化にテレワーク促進、携帯電話エリア拡大、5G 対応 など
- 教育・ICT 人材育成・・・県民一人一人が最新の ICT の便益を享受できるよう、ICT 機器整備等学校教育の ICT 化、情報教育・情報モラル教育の充実、会津大学を核とした ICT 人材育成、情報リテラシー等啓発活動 など
- 電子自治体・・・行政手続オンライン化、オープンデータの推進、マイナンバーカードの普及・活用、デジタルデバイド対策、RPA 等を活用した業務の効率化・高度化、テレワーク等働き方改革、ネットワークシステム整備、セキュリティ対策、市町村に対する ICT 利活用促進の支援 など

計画の推進

- 福島県電子社会推進本部において全庁的な意思統一のもと各施策を効果的・効率的に推進
- ふくしま ICT 利活用推進協議会や福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会等において、産学官が連携・協働した取組を推進
- 福島県電子自治体推進連絡会議において県と市町村が共有する課題や新たな情報通信施策への対応を検討・協議し、ICT 及び官民データの利活用を推進
- 施策を具体化するため年度ごとに各部局が実施する施策を取りまとめたアクションプランを策定して推進し、翌年度に KPI の達成度を評価
- ICT の進展の速さに鑑みて必要に応じて計画を見直し

目次

第1章 計画の策定

- 第1節 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状及び課題

- 第1節 これまでの成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2節 ICTの進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第4節 ICT利活用推進にあたっての課題・・・・・・・・・・ 14

第3章 基本目標

- 第1節 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第2節 施策の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 施策の展開方向別推進項目

- 第1節 復興の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第2節 安全・安心、健康な暮らし・・・・・・・・・・ 23
- 第3節 産業振興・地域活性化・・・・・・・・・・ 25
- 第4節 教育・ICT人材育成・・・・・・・・・・ 27
- 第5節 電子自治体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第5章 計画の推進

- 第1節 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第2節 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第3節 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第 1 章 計画の策定

第 1 節 計画の策定趣旨

本県では、平成 13 年度からの第 1 期情報化推進計画以降、前計画である「ふくしま創生 ICT 戦略」まで 5 期 18 年にわたり、光ファイバ通信基盤や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤整備を中心とした情報化推進に取り組んできました。

東日本大震災と原子力災害においては、停電等による情報通信機器の使用不能や通信網の途絶などが発生する一方、SNS による情報発信など新たな取組も行われ、ICT インフラが私たちの日常生活や経済活動に欠かせないライフラインであることが改めて認識されました。産業の振興や情報発信による風評の払拭、風化の防止、交流の促進など、様々な分野で ICT の利活用により復興を強力に推進していくことが必要です。

また、ICT をめぐる技術進歩は想像を超えるスピードで進展し、特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約 10 年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションのあり方をはじめ、仕事、観光、エンターテイメント、医療・介護等のあらゆる場面で大きな影響を与えてきました。IoT によりあらゆるモノ (Things) がインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータが人工知能 (AI) などを使って解析され、新たなサービス等を生み出し、社会や経済に大きな変革をもたらす「第 4 次産業革命」が進行しており、本県としてもこれに対応していく必要があります。

さらに、こうした状況を踏まえ、平成 28 年 12 月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号) が公布・施行されたことから、本県としての官民データ活用の取組を計画的に推進していく必要があります。

以上のことから、震災からの復興、人口減少や少子高齢化等の本県が直面する様々な課題の解決に向け、ICT と官民データを有効かつ積極的に利活用するための指針として、新たな情報化推進計画を策定することといたしました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の基本目標¹及び「福島県復興計画」の基本理念²を実現することを目指し、これらの計画の施策との整合を図りながら、本県が直面する様々な課題の解決に向けて取り組むICT関連施策の展開方向を示すものです。

併せて、官民データ活用推進基本法第9条において都道府県に定めることが義務づけられた都道府県官民データ活用推進計画として位置づけるものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2021年度までの3カ年とします。ICT関連分野の急速な進展に伴う社会情勢の変化への対応や、成果の検証が必要であるとの観点から、当該期間を設定しているものです。

¹ 夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”

² 1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

3 誇りあるふるさと再生の実現

第 2 章 現状及び課題

第 1 節 これまでの成果

1 情報化推進計画のあゆみ

本県は、平成 13 年度からの第 1 期情報化推進計画以降、基盤整備や電子自治体、産業振興、県民生活の充実など、ICT の利活用の推進に取り組んできました。主な取組や成果は、次のとおりです。

図表 1 情報化推進計画の歩み

計画・期間	テーマ	主な取組	成果
第 1 期 H13～ H15 年度	基盤整備	電子県庁の基幹となる基盤整備	県の基幹ネットワーク「うつくしま世界樹」の整備 ほぼ全職員に対するパソコンの配備
第 2 期 H16～ H18 年度	基盤整備 ソフトウェア	電子県庁の基幹となるソフトウェア基盤の整備 地域における通信環境の整備	電子自治体の構築 地域の情報通信環境の整備促進 IT を活用した暮らしの充実と地域活性化の推進 情報セキュリティの確保と新たな検討課題への対応
第 3 期 H19～ H22 年度	基盤整備 開かれた電子自治体 IT を活用した産業振興 IT を活用した県民生活の充実	情報通信基盤の整備促進 電子県庁の推進 ・ 県民利便性・行政サービス向上 ・ ICT を活用した業務改革	情報化の基本的問題の解決 ・ 情報通信基盤の整備促進 ・ 情報リテラシーの向上 電子県庁の推進 ・ 各行政分野での情報化推進
第 4 期 H23～ H26 年度	ICT の活用	情報通信格差の解消 地上デジタル放送化への対応 電子県庁の推進 新たな技術・サービスへの対応	地域の情報通信環境整備の充実 教育現場への ICT の導入 震災からの復旧・復興をアピールする情報発信 ICT 関連産業の振興 ICT 人材育成 災害対応力（BCP）の向上
第 5 期 H27～ H30 年度	ICT による課題解決	復興への取組 産業振興・地域活性化 安全・安心、防災への対応 人材・基盤の育成、強化 電子自治体・公共サービスの充実	ふくしまの魅力等を情報発信 スマート農業の推進 ICT を活用した医療・防災等 学校の ICT 化 地域の情報通信環境整備 自治体情報セキュリティクラウドの構築 マイナンバー制度への対応

2 前計画の取組成果

前計画「ふくしま創生 ICT 戦略」は、「ICT でつながる 広がる 通じ合う “ふくしま創生”」を基本目標に掲げ、次の 5 つの柱を基に施策を展開しました。

- ・復興への取組
- ・産業振興・地域活性化
- ・安全・安心、防災への対応
- ・人材・基盤の育成、強化
- ・電子自治体・公共サービスの充実

施策の柱ごとの主な成果は、次のとおりです。

(1) 復興への取組

ICT 復興まちづくりを推進するためモデル市町村を選定し、防災、健康づくり、地域おこし・観光を中心とした総合的なまちづくりアプリを開発し、運用しました。また、原子力災害に係る被災地域において、地上デジタル放送難視聴対策を行うとともに、携帯電話通話エリアの拡大に努めました。

ふるさとの絆を維持・再生するため、被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、タブレット端末を活用した情報共有、地域の支援体制の構築、被災者等のニーズ把握や孤立防止のための支援等を行いました。また、避難住民のために、ふるさとの状況を確認できるウェブカメラを設置する市町村を支援しました。

伝わる情報発信の推進については、YouTube の県公式チャンネル、県公式フェイスブックやインスタグラム、「県公式動画スペシャルサイト」の各国語版等を通じて、国内外にふくしまの「魅力」や「今」と復興の取組を発信しました。また、ポータルサイトの開設や大手オンラインストアと連携した販売促進キャンペーンを行い、県産農林水産物の魅力発信に努めました。さらに、浜通りで撮影した AR 動画を活用し、ホープツーリズム等を通じた観光交流の拡大に努めました。

(2) 産業振興・地域活性化

ICT 関連企業の立地については、経費の補助や税制優遇措置等を通じて、本県へのデータセンターやコールセンター等の新增設、IT ベンチャー企業等の過疎・中山間地域への立地促進、企業の本社機能の移転又は拡充等を促進しました。また、中小企業が ICT 機器の導

入に必要な資金を供給し、支援しました。

会津大学においては、災害対応等ロボットやソフトウェアの研究開発、ICT人材育成等を行いました。

観光分野では、通年の観光誘客を目指し、観光ポータルサイト「福島の旅」などで情報発信を行いました。また、本県ゆかりのキャラクターを用いて作成したスマートフォンアプリによるスタンプラリー事業を実施し、県内外からの「ひとの流れ」の創造に努めました。

農林水産業分野では、農林水産物安全管理システムの開発と運用を行い、産地が主体となって行う農林水産物の放射性物質検査などを支援するとともに、検査結果等を「ふくしまの恵み安全対策協議会」のホームページ上で公表し、消費段階での安全性の可視化と消費者の信頼向上に努めました。また、スマート農業の推進では、担い手不足に対応した省力化や効率化等を図るため、ロボットトラクタや農業用アシストスーツ、苗木植栽ロボット等の開発実証や、環境制御による多収化・高品質化、リモートセンシング等を活用した100ha規模の大規模経営体（メガファーム）の育成を目指す新たな実証に取り組みました。

新しいワークスタイルを支援するため、立地支援制度を通じて、ITベンチャー企業のサテライトオフィス等の立地を促進しました。また、本県における女性の活躍を促進するため、企業、団体、個人の取組や各種支援情報等を一元的に集約し、ポータルサイトで発信しました。

オープンデータを活用して、県外避難者に対し、帰還を支援する情報やふるさとの情報を提供する「帰還支援アプリ」を開発、運用し、帰還の判断に必要となる情報を提供しました。また、ビッグデータの活用については、地域経済を牽引する地域中核企業と県内企業との製品開発、人材育成等の活性化を支援しました。

(3) 安全・安心、防災への対応

ICTを活用した保健・医療・福祉の取組の推進については、患者情報を共有する情報連携基盤の構築を支援することで、医療機関の連携を強化し、切れ目のない医療提供体制の構築を図りました。また、iPad等を使って救急隊と医療機関が患者情報を共有し、救急搬送の迅速化を図るシステムを整備しました。さらに、新聞等による最新情報をメール、点字及び音声により迅速に提供する仕組みの構築や、障がい特性に応じたパソコン導入のアドバイス等による情報バリア

フリー環境の整備、介護支援ロボットの導入補助等、医療施設用ロボットの検証等を行い、労働負担の軽減に努めました。

防災情報システムの整備については、災害時における通信を確保し、迅速、的確な情報伝達を行うため、県、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ総合情報通信ネットワークを適切に管理・運用しました。また、ツイッターで防災・災害等情報を発信するとともに、専用通信回線、テレビ会議システム等により、緊急時における関係市町村や国等との連絡手段を確保しました。さらに、河川情報や道路情報を、ホームページや携帯電話にリアルタイムで提供しました。

ICT を活用した社会インフラの整備・維持管理については、ドローンにより施設の効率的な管理や迅速な災害対応を図りました。

(4) 人材・基盤の育成、強化

学校現場での ICT の有効活用とモラル教育の推進については、各高校における情報モラル講演会・クラス討論会の実施や全高校から代表生徒が参加する「ふくしま高校生スマホサミット」の開催、保護者等への啓発事業などを実施しました。また、県立学校の特別教室のコンピュータの整備や教職員用パソコンの計画的更新を行いました。さらに、授業中に ICT を活用して指導する能力の向上に資する研修や、タブレット端末等を活用して合理的配慮の具体例や実践例について体験を通して学ぶ研修を実施しました。

ICT 人材育成については、会津大学の知見を活用し、県内 IT 関連企業等に就職を希望する県内外の女性に対するプログラミング技術等の学習機会の提供、就労支援を行いました。また、県民の情報リテラシー向上を図り、サイバー犯罪、サイバー攻撃被害、なりすまし詐欺被害を防止するため、サイバーセキュリティリーダーを養成する講座や広報・啓発のための動画、体験型コンテンツ、手引書等を作成するなど、産学官が連携した被害防止のための見守りネットワークを構築し、様々な媒体を通じて県民への周知を図りました。

情報通信基盤の整備拡大では、携帯電話の不通話地域を解消するため、携帯電話等の基地局施設の整備を実施する市町村に補助金を交付しました。また、道の駅の地域防災拠点としての機能強化を図るため、Wi-Fi アクセスポイントを整備しました。

(5) 電子自治体・公共サービスの充実

電子県庁の推進については、入札手続と閲覧手続の大部分のオンライン化により企業の負担軽減と利便性の向上を図りました。

また、森林情報の共有化や業務の効率化のため、森林情報を電子データ化し、各種図面上での管理を可能とする福島県森林 GIS の活用を図りました。

県情報通信ネットワークシステムについては、ネットワーク機器の更新、セキュリティ対策、LAN 工事等を行うとともに、県庁内各所属のサーバを庁内クラウドに集約する作業に着手し、災害対応力の強化を図りました。

情報セキュリティ対策の強化・高度化については、県及び市町村が共同してインターネットの接続口を集約し、監視及びログ分析・解析等を行う「自治体情報セキュリティクラウド」を構築しました。また、マイナンバー利用事務系ネットワークとインターネットとの分離、庁内ネットワークとインターネットとの分離を実施しました。

市町村情報化の取組支援については、災害に強い自治体システムを構築するため、自治体クラウドの普及啓発や導入検討の支援を行いました。

電子行政サービスについては、行政手続のオンラインシステムを、県と市で共同運営しました。また、インターネットを通じて行政手続を行うための本人確認の手段として、公的個人認証サービス制度を運用しました。

マイナンバー制度については、庁内の各情報システムを情報提供ネットワークシステムに接続するため、団体内統合宛名システムを構築しました。

情報化の取組による主な成果は、図表2のとおりです。

図表2 前計画の主な取組成果

復興への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT まちづくり推進事業 ○携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業 ○避難者見守り活動支援事業 ○ふるさとふくしま帰還支援事業（ウェブカメラ整備事業） ○「ふくしまからはじめよう」動画発信事業 ○チャレンジふくしま戦略的情報発信事業 ○ARを活用した観光交流促進事業 ○チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業 ほか
産業振興・地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ふくしま産業復興企業立地補助金 ○里山オフィス立地促進事業 ○地方拠点強化推進事業 ○中小企業制度資金 ○福が満開福のしま観光復興推進事業 ○ふくしまから発信するコンテンツ推進事業 ○ふくしまの恵み安全・安心推進事業 ○農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業 ○女性活躍応援ポータルサイト ○帰還支援アプリ利用推進事業 ○産業活性化プログラム ほか
安全・安心、防災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○医療情報連携基盤整備事業 ○救急搬送受入支援システム整備事業 ○点字即時情報ネットワーク事業 ○障がい者パソコン活用促進事業 ○介護支援ロボット・医療施設用ロボット導入モデル事業 ○総合情報通信ネットワーク ○河川情報提供システム ○道路管理情報提供事業 ○ツイッターによる防災・災害等情報発信 ○緊急時連絡網管理 ○土木部 ICT 推進事業 ほか
人材・基盤の育成、強化	<ul style="list-style-type: none"> ○「子供を守る・子供が守る」ICT ツール適正使用推進事業 ○教育用コンピュータ整備事業 ○県立学校 IT 環境整備事業 ○教育センター研修事業 ○特別支援教育センター研修事業 ○女性プログラマ育成塾事業 ○県民の情報リテラシー向上支援 ○県民の安全・安心を守るネットワーク構築事業 ○携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業 ○「道の駅」地域拠点機能強化事業 ほか
電子自治体・公共サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札システム運営事業 ○電子閲覧システム運営事業 ○森林環境適正管理事業 ○情報通信基盤運営事業 ○県庁内システムの最適化・災害対応力強化事業 ○自治体セキュリティクラウド運用事業 ○申請・届出オンライン化事業 ○総合行政ネットワーク事業 ほか

第2節 ICTの進展

1 IoT

IoTは「Internet of Things」の略であり、あらゆる「モノ」がインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことです。また、製品の販売に留まらず、製品を使ってサービスを提供するいわゆるモノのサービス化の進展にも寄与するものです。通信機器やセンサー、通信回線、コンピュータシステム等が安価になったことを背景に、IoTにより新しいサービスや新しいビジネスを生み出そうとする世界的な動きが生まれています³。

2 AI、RPA、チャットボット

AIは1960年代と80年代に大きな注目を集めました。しかし、2000年代に入って、計算能力、アルゴリズム、データ、記憶能力、通信基盤などが飛躍的な進歩を遂げたことを背景に、将棋・囲碁など、特定の領域で、人間のプロを上回る能力を発揮するほどの進歩を遂げ、第3次AIブームと呼ばれるようになりました⁴。

主な適用分野は、画像認識、音声認識、翻訳、テキスト分析、自動運転などですが、接客や問い合わせ対応など、幅広い応用が期待されています。ただし、分野毎に学習が必要であり、かつ学習のためのデータ収集と加工に費用や手間がかかることが課題となっています。

業務の自動化、省力化の観点からは、RPAやチャットボットが注目されています。RPAは、大規模なシステム開発を行わないため低コストで、複数のソフトウェアを使用する定型業務の自動化に対応し、金融業界で先行して導入され、高い効果を発揮しています⁵。チャットボットは、コールセンターにおける顧客からの問い合わせ対応の自動化で活用され、市場として確立しつつあります⁶。

³ 総務省。「平成27年版 情報通信白書」、第2部第5章第4節、p.292-299、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/n5400000.pdf>、平成31年2月27日参照

⁴ 総務省。「平成28年版 情報通信白書」、第1部第4章第2節、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/pdf/n4200000.pdf>、平成31年2月27日参照

⁵ 総務省。「RPA（働き方改革：業務自動化による生産性向上）」、http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin02_04000043.html、平成31年2月27日参照

⁶ 総務省。「平成30年版 情報通信白書」、第1部第4章第5節、p.192、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n4500000.pdf>、平成31

3 仮想通貨、ブロックチェーン、キャッシュレス

仮想通貨は、インターネット上で自由にやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データです。仮想通貨は、ショッピングでの支払いに利用できるなど、円やドルのような法定通貨と似た機能を持っていますが、国家やその中央銀行により発行され、その価値が保証されているものではありません⁷。仮想通貨の基盤技術となっているブロックチェーンが、なりすましや改ざんが困難な情報交換システムとして様々な応用が検討されています⁸。

キャッシュレスは、紙幣や硬貨等の現金通貨を使用しなくても、デジタル化された手段により支払いができる状態をいいます。国は、世界的なキャッシュレスの流れを踏まえ、国全体の生産性向上を図るため、早期のキャッシュレス社会の実現を目指しています⁹。

4 オープンデータ、ビッグデータ

オープンデータとは、データが、無料で、コンピュータが読み込める形態で、著作権の制限等がなく、利用できるようにすべきであるという考え方で、国や地方公共団体のデータだけではなく、民間のデータも含むものです。政府が2012年に「電子行政オープンデータ戦略」を策定してから、地方自治体でのオープンデータの取組が進展し、先進的な自治体が現れています。

また、ビッグデータは、一般的なデータベースソフトやデータ処理ソフトで扱うことができないほど大量のデータを指し¹⁰、民間企業ではビッグデータのビジネスへの適用が本格化しています。

年2月27日参照

⁷ 政府広報オンライン。「仮想通貨」を利用する前に知ってほしいこと。、平成30年5月18日、<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201705/1.html>、平成31年2月27日参照

⁸ 総務省。「平成30年版 情報通信白書」、第1部第3章第3節、p.129-130、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n3300000.pdf>、平成31年2月27日参照

⁹ 経済産業省。「キャッシュレス・ビジョン」、平成30年4月、<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>、平成31年2月27日参照、経済産業省。「キャッシュレスの現状と今後の取組」、平成30年5月、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon/dai14/siryou2-1.pdf>、平成31年2月27日参照

¹⁰ 総務省。「平成24年版 情報通信白書」、第1部第2章第1節、p.153、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/pdf/n2010000.pdf>、平成31年2月27日参照

5 クラウドサービスの普及

クラウドはコンピュータの利用形態のひとつで、データセンター内に置かれたデータやアプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのことです。クラウドによって、安価で高性能、故障や災害で停止しにくいコンピュータシステムが使用できるようになりました¹¹。

6 サイバー攻撃

近年、官公庁や大企業を狙った巧妙・複雑な攻撃が続き、大規模な情報流出が頻発しています。個人情報が出れば、組織、業務、システムに対する信頼が大きく低下するため、個人情報を多くもつ地方自治体は、常に注意が必要となっています。

第3節 国の動向

21世紀に入り、我が国では、「IT革命」が産業革命に匹敵する大転換をもたらすなどの考えのもと、平成13年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置しました。そして、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始し、超高速アクセスの利用可能環境の実現を達成しました。その後、平成15年の「e-Japan戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、ITの利活用に重点を移しつつ、世界最先端のIT国家を目指して政策を推進してきました。情報化に関する最近の国の動向は概ね次のとおりです。

1 個人情報保護法改正

国は、パーソナルデータの利活用を適正に進めるため、平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を改正し、個人情報を含むデータを加工して「匿名加工情報」とし、一定の規制を遵守すれば、本人の同意がなくとも自由に利活用できる制度を創設しました。

さらに、同法改正の趣旨を踏まえ、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関

¹¹ 総務省、「平成30年版 情報通信白書」、第1部第3章第3節、p.122、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n3300000.pdf>、平成31年2月27日参照

する法律」が改正され、行政機関や独立行政法人が持つパーソナルデータを「行政機関非識別加工情報」又は「独立行政法人非識別加工情報」として加工し、匿名加工情報と同様に利活用できる制度が創設されました。

2 マイナンバー制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)は、平成 27 年 10 月に施行され、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が開始されました。平成 28 年 1 月からはマイナンバーカードの交付が開始されています。

マイナンバー制度により、国や市町村等との情報連携が開始され、添付書類の削減等による県民の利便性の向上、所得等の把握による公平・公正な社会の実現、情報の入力等の省力化による行政の効率化等に貢献するものと期待されています。

3 官民データ活用の推進

国は、国、独立行政法人、地方自治体、民間の事業者などが持つデータを誰もが自由に利用し、新しい価値や新しいビジネスの創造、課題解決を図る社会の実現を目指して、平成 28 年 12 月に「官民データ活用推進基本法」を公布施行しました。さらに、平成 29 年 5 月には、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、行政と民間が保有するデータを相互に共有し、全ての国民が豊かさを実感できる社会を実現することを目標に掲げました。

同法第 9 条により、都道府県に「都道府県官民データ活用推進計画」を策定する義務が課されました。市町村については、計画を「定めるように努める」とされました。

4 Society5.0 の推進

Society5.0 は、平成 28 年 1 月に策定された第 5 期科学技術基本計画で示されたもので、産業のみではなく、交通、医療、金融、公共など広い分野で IoT や AI 等の新しい ICT を適用し、快適で豊かに生活できる社会を意味しています。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな目指すべき社会の姿として提唱されました。

5 地域IoT実装ロードマップ

国は、IoTが人口減少・高齢化、東京一極集中、地域経済の低迷などの課題を解決できると考え、地域におけるIoTの実現を促進するため、平成28年12月に地域IoT実装ロードマップを発表し、平成30年4月に改訂しました。

同ロードマップにおいて、医療、防災、地域ビジネス、官民協働サービスなど、11分野でIoTのモデルを公表するとともに、各モデルについて平成32年度までの目標を設定し、IoTによる地域経済の活性化と地域課題解決の実現を目指しています。

6 「電子政府」から「デジタル・ガバメント」へ

国は、平成30年1月に、デジタル・ガバメント実行計画を決定しました。同計画において、政府・地方・民間全てを通じたデータの連携・サービスの融合を実現し、「デジタル・ガバメント」の実現を目指すこととされました。具体的な取組には、

- ・行政サービスの100%デジタル化
(手続オンライン化の徹底、行政手続添付書類の撤廃)
- ・行政保有データの100%オープン化

等が掲げられています。

7 オンライン化の徹底とデジタルファースト法案

国は、業務改革(BPR)の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現するため、「デジタルファースト法案」の検討を進めています。

同法案は、原則全ての行政手続をオンラインで実施し、添付書類を撤廃又はデジタル化することを中心に、以下の内容を骨子としています。

- ・行政手続等のデジタル化等による社会全体のデジタル化の実現
- ・国民利便性向上や行政運営の効率化により、国民生活の向上や国民経済の発展
- ・少子高齢化への対応等の社会的課題の解決
- ・デジタル技術の活用を十分に行うことができない人々に対する支援
- ・デジタル化の基本原則としてのデジタル3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)

第4節 ICT利活用推進にあたっての課題

1 ICTの利活用による復興の推進・加速化

被災地域においては生活基盤の復旧が十全でなく、復興の障害のひとつとなっています。避難解除区域等の復興を支え、帰還等に向けた生活環境の整備を行うために、地上デジタル放送の受信対策や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤整備を引き続き推進していく必要があります。

避難地域の事業の再開はゆるやかな回復に止まっていますが、福島の復興再生を推進していくためには、地域経済の再生が不可欠であり、ICTを活用した新産業の創出を通じた雇用回復を図っていくことが重要です。

風評は続いており、県産品の販路拡大や、県外・国外との交流を促進するための確かな情報発信が必要です。また、震災の風化が進んでおり、大災害に備えて震災を語り継ぐためにも、ICTを活用していく必要があります。

2 ICTを利活用した人口減少対策、地方創生の推進

本県は人口減少が続き、特に若い世代の減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域の経済規模を縮小させるとともに、地域コミュニティの持続可能性を脅かし、更なる人口流出を引き起こす悪循環に陥る恐れがあります。また、少子化・高齢化の観点からは、子育てや介護がしやすい環境づくり、多様な生き方を可能にする環境づくりが必要になります。

自治体にとっては、人口減少により職員の人材不足になる恐れや、歳入不足から自治体が十分な役割を果たせなくなる恐れがあり、効率的な行財政運営が求められます。

これらの変化にICTを活用して対応する必要があります。

3 オープンデータとオンライン化の推進

県は、官民データ活用推進基本法第19条及び国が策定した官民データ活用推進基本計画に基づき、オープンデータを効果的に進めるため、県民のニーズの把握や、非識別加工情報を提供する制度の創設を検討する必要があります。

また、県民にとって利便性が高い行政サービスを実現するため、行政手続のオンライン化を引き続き推進する必要があります。

4 最新のICTの利活用推進

IoTやAI、ビッグデータ等の新しいICTは、ICT分野における近年最大

の動きです。IoT等を適用し得る分野は非常に幅広く、製造業のサービス業化をはじめ、新しいサービスや新しいビジネスの創造が始まりつつあり、この動きに本県が乗り遅れてはなりません。

自治体については、人口減少等に対応し、行財政運営の効率を保つため、ICTを活用した業務改革を検討する必要があります。また、マイナンバー制度の活用を図るため、国や市町村との情報連携を円滑に行う必要があります。

5 ICT を利活用した安全・安心の確保の推進

広い県土において、激化傾向にある自然災害や原子力災害等から県民の安全・安心を確保するためには、ICTを活用した迅速な情報分析や的確な情報発信ができる体制の構築が不可欠です。

また、医療・福祉、警察など、県民の安全・安心の確保に密接に関連する分野において、ICTの活用による業務の高度化・効率化や、課題解決が必要です。

6 市町村のICT利活用の促進・支援

官民データ活用推進基本法で、市町村は官民データ活用推進計画を定めるように努めるものとされており、市町村による官民データの活用や行政手続のオンライン化等を促進する必要があります。

IoTやAI等の新しいICTは、地域課題の解決や行財政運営など、様々な利用分野が想定され、市町村による利用の促進に努める必要があります。効率的な行政運営や災害時の可用性の観点からは、システムのクラウド化を促進する必要があります。

7 ICTの普及に向けた啓発活動等の推進

ICTの急速な進歩を踏まえ、県民一人一人がICTの利便性を享受できるように、IoTやAI、ビッグデータ等の普及を図る必要があります。

また、県民一人一人がICTを安全に使うため、危険なサイトの閲覧やウィルスの感染、SNSの利用方法、仮想通貨の特徴や危険性、キャッシュレスなどに関する啓発活動が必要です。

8 ネットワークセキュリティの確保

ICT機器やソフトウェアは、ネットワークで相互に接続されてこそ、その価値を最大に発揮しますが、同時にネットワークこそが不正アクセスなどの危険をもたらす要因です。オープンデータやIoTを推進するため

にも、ネットワークセキュリティの確保が前提条件となります。サイバー攻撃等により個人情報等の重要な情報が流出等することがないように様々な対策が必要ですが、ネットワークセキュリティの確保が重要です。

第3章 基本目標

第1節 基本目標

近年、スマートフォンの普及、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化等 ICT の技術進歩により、仕事、観光、医療・介護等、あらゆる場面で企業活動や生活等を一変させるほど、想定できなかったようなインパクトを持ちつつあります。

さらに、端末やセンサー等の小型軽量化、低廉化により、IoT の爆発的な普及も始まっており、AI 等を含めた最新の ICT の急速な進展は、今後もあらゆる場面で、これまでの技術の進歩の早さを上回るスピードで、私たちの生活を一変させていくものと考えられます。

ICT やデータ利活用が当たり前の時代になっていくことを見据え、日々の暮らしや社会の様々な場面で県民一人一人が便益を享受し、真に豊かさを実感できるよう、最新の ICT やデータの利活用を推進していきます。

国においては最新の ICT がもたらす新しい社会を世界に先駆けて実現するため、前述のとおり、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、目指すべき新たな社会の姿として、Society5.0 を提唱しました。(図表 3)

これらを踏まえ、

ICTとデータで真の豊かさを享受する社会 “ふくしま Society5.0” の実現

を基本目標に掲げ、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」や福島県復興計画に掲げた復興・再生の取組を始めとして、様々な分野で ICT を利活用するための施策を推進していきます。

図表3 Society5.0のイメージ図¹²



第2節 施策の展開方向

基本目標を実現するため、ICTとデータを利活用する各種施策を、次の5つの方向に展開していきます。

1 復興の推進

東日本大震災と原子力災害は、被災地の生活基盤や地域経済に大きな打撃を与え続けています。県内全域に及んだ風評は根強く残り、また、時間とともに風化が進んでいます。

このため、県内外や国外に向けて、各種SNS等を通じて、「ふくしまの今」と本県の魅力、本県が行う安全・安心の確保に関する正確な情報発信を行います。また、2020年度開所予定の「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」において、ICTを活用した展示等を行うことにより震災及び原子力災害の風化を防ぐとともに、福島の実験や教訓を未来に継承します。

産業面では、福島イノベーション・コースト構想を推進し、浜通り地

¹² 内閣府。”Society5.0-科学技術政策”、https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html、平成31年2月27日参照

域等における最新の ICT を活用した実用化開発・実証研究を行うとともに、県内全域への成果の波及を目指します。

ICT 基盤は生活に欠かせないインフラであることから、被災地域における携帯電話不通話地域の解消や、地上デジタル放送難視対策を行います。

2 安全・安心、健康なくらし

広い県土をもつ本県が県民の安全・安心、健康なくらしを実現していく上では、ICT を活用した情報の伝達・交換・提供を始め、ドローンやロボット等の新技術の活用など、ICT の活用により大きな効果が見込まれます。

このため、災害や武力攻撃に対応するネットワークシステムの維持や、災害情報等の発信、原子力関連施設周辺での空間線量等データの公開等を行います。

医療・福祉分野では、ICT を活用して、医療情報の連携等による業務の高度化・効率化、高齢者や障がい者への情報提供や情報リテラシーの向上、ロボット等による人手不足への対応等を図ります。

建設業の深刻な人手不足等に対応するため、ICT を活用した建設工事を推進します。道路や河川等のインフラについては、リアルタイムで県民に情報提供すると共に、最新の ICT を活用した維持管理を検討します。また、ICT を活用して交通事故を見える化し、交通事故の減少を図ります。

3 産業振興・地域活性化

IoT や AI 等の新しい ICT の活用により、第 4 次産業革命といわれる世界的な動きが起こっており、本県の産業が乗り遅れないようにしなければなりません。また、大震災により加速した人口減少や、少子化・高齢化をカバーし、ワーク・ライフ・バランスを改善するためにも、ICT を活用した取組が必要です。携帯電話やブロードバンドサービス等の ICT 基盤は、地域振興にとって不可欠な基盤です。

このため、県内の中小企業等が IoT や AI、ビッグデータ等の最新技術に対応できるように、支援します。観光においては、ICT を活用した情報発信や観光戦略策定の支援、Wi-Fi のエリア拡大等を図ります。農林水産業については、ICT を活用した県産農林水産物の販路拡大や、担い手不足や高齢化が進む農業生産現場における ICT 利用による省力化、生産性の向上、篤農家の知識・知恵の「形式知化」による継承、森林 GIS の市町村との共同利用、収益性の高い漁業の実現等を目指します。

少子化、高齢化、ワーク・ライフ・バランスへの対応のため、取組事

例等を情報発信します。

本県への人の流れや雇用等を創出し、地域活性化を図るため、ICT を活用した働き方であるサテライトオフィスなどのテレワークを促進します。

ICT 基盤については、携帯電話のエリア拡大を推進すると共に、光ファイバの整備を促進します。また、第 5 世代移動通信システム (5G) については、現在の移動通信システムより 100 倍速いブロードバンドサービスが提供できる¹³など、あらゆるモノがインターネットに繋がる時代にふさわしい特徴を持った通信システムであることから、その発展状況を注視し、対応してまいります。

4 教育・ICT 人材育成

県民一人一人が最新の ICT の便益を享受するためには、子供から学生、社会人まで、人材育成環境の充実が必要です。特に学校教育においては、ICT を学ぶと共に、情報モラルを身につけることが重要です。社会人については、最新の ICT の活用や情報セキュリティに精通した専門人材の育成や、新技術や新ビジネス、サイバー犯罪等に関する啓発活動が必要です。

このため、学校においては、ICT 機器整備や教員の研修等により、児童生徒の情報活用能力の向上に努めるとともに、児童生徒が ICT を適切に扱うことができるように、情報モラルに関する教育を行います。

社会人については、会津大学やテクノアカデミーを核として、新たな ICT を活用でき、サイバー犯罪を防止できる専門人材の育成に努めます。また、IoT や AI 等最新の ICT、サイバー犯罪、仮想通貨等の新しいビジネスに関する啓発活動や相談活動に取り組み、県民の情報リテラシーの向上を促進します。

5 電子自治体

県は、市町村と共に、官民データ活用推進基本法に基づき、最新の ICT を活用することにより、官民データをだれもが自由に利活用し、新しいビジネスの創造や問題解決を図る社会の実現を目指します。また、人口減少等の中で効率的かつ職員一人一人の状況に対応した行財政運営を行うため、ICT の利活用が必要です。ICT を利活用していくためには、ネットワークの維持やセキュリティ対策等 ICT 基盤の整備や、職員の研修・

¹³ 総務省。「平成 30 年版 情報通信白書」、第 1 部第 3 章第 3 節、p.131、図表 3-3-4-2、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n3300000.pdf>、平成 31 年 2 月 27 日参照

育成が不可欠です。

このため、行政手続のオンライン化やオープンデータを引き続き推進すると共に、RPA等の新たなICTを活用した業務の効率化や、職員一人一人の状況に応じたワーク・ライフ・バランスを実現するため、テレワークの導入を検討します。ICT基盤については、福島県情報通信ネットワークシステム等の適切な運用やパソコンOSの更新を行うと共に、システム調達時の協議や福島県自治体情報セキュリティクラウドの運用により、庁内ネットワークのセキュリティを確保します。人材育成のためには、データの活用方法やセキュリティ確保に関する職員研修を行います。

市町村については、最新のICTの活用、市町村がもつデータのオープンデータ化、市町村の行政手続のオンライン化、市町村システムへのクラウドの導入等を促進します。

第4章 施策の展開方向別推進項目

第1節 復興の推進

1 情報発信と交流の促進

県内外や国外へ向けて、本県公式フェイスブックやインスタグラム、YouTube 県公式チャンネル等の各種 SNS を通じて、「ふくしまの今」と本県の魅力を積極的に情報発信します。また、知事記者会見を YouTube にてライブ配信し、迅速で正確な情報発信を加速します。

福島第一原発事故による放射性物質の汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表します。また、農林水産物の放射性物質検査など安全確保の取組を推進し、検査結果をわかりやすく情報公開することにより、県産農林水産物の安全性の可視化と、消費者の信頼向上を図ります。

そのほか、環境回復の取組、食品検査の実施、食品等事業者の衛生管理（放射性物質対策を含む）など、安全・安心の確保に関する情報発信を基本に、様々な主体と連携して情報発信することによって風評を払拭し、県産品消費拡大や観光客・教育旅行入込数の増加、交流の促進を図ります。

2 福島イノベーション・コースト構想の推進

廃炉研究分野及びロボット分野の取組として、災害対応や廃炉・除染のためのロボット、物流やインフラ点検等の分野で活用されるロボットやドローン、医療機器等のロボット等の浜通り地域等における実用化開発を推進し、ロボット産業の集積を進め、その効果の県内全域への波及を目指します。また、県内中小企業に対しては、ハイテクプラザによるロボット関連技術の支援を行います。

農林水産分野の取組として、画像解析技術やロボット技術、地理情報システム（GIS）等を取り入れた先進的な農林水産業を実践し、営農の高度化・効率化、担い手不足等に対応していきます。

こうした取組の成果を県民生活の安全安心の確保、物流による県民生活の利便性の向上などにつなげて、県民生活の質的向上を目指します。

3 携帯電話通話エリア拡大、地上デジタル放送難視解消

携帯電話は県民生活に欠かせない生活基盤となっており、避難指示が解除された区域において住民帰還に向けた生活環境を確保するため、国

や市町村と連携しながら、地上デジタル放送難視対策や携帯電話基地局の整備、光ファイバ網の復旧を促進します。

4 震災体験のアーカイブ化

東日本大震災や原子力災害の記録を収集・公開し、風化防止を図るとともに、福島の実験や教訓を未来に継承するため、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」において、ホームページや SNS 等を通じた情報発信を行いつつ、タッチパネルコンテンツや情報端末等を設置し、ICT を活用した展示を行います。

また被災地域では、語り部等地域の皆さんが震災体験を外部からの訪問者に語り継いでいます。このような取組に対して、デジタルコンテンツを提供する等の支援を検討します。

第2節 安全・安心、健康な暮らし

1 ICT を活用した防災・減災、災害対応の推進

大規模な自然災害、原子力災害等から県民の安全・安心を守るため、常日頃から総合情報通信ネットワークや、防災事務連絡システム、震度情報ネットワーク、ラミセス等のシステムを維持し、災害に備えます。災害時には、同システムの活用により、県、市町村、防災関係機関で災害情報等を共有し、迅速かつ的確な災害対応を実現します。また、民間企業が運用しているツイッターや防災アプリ等を活用し、防災・災害等の情報発信を積極的に行っていくと共に、ドローン等の新たな技術を活用して、迅速な災害対応を図ります。

本県は原子力災害に対応しなければならず、今後数十年間続くと見込まれる福島第一原子力発電所の廃炉作業や、中間貯蔵の安全性を見守っていくためには、ICT を活用して、空間線量等のデータを広範囲に収集し、素早くかつ継続的に分析・公開します。また、環境創造センターによる各種モニタリングデータについては、県民や様々な機関が一括で利用できるような一元管理するとともに、調査研究成果については様々な研究機関の情報も含めて幅広く収集・整理し、県民にわかりやすく発信します。

外部からの武力攻撃等から県民の安全・安心を守るためには、緊急時に全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等から情報を受信し、迅速な警戒配備体制をとります。武力攻撃等による被害が生じた場合には、安否情報システムを活用し、安否情報の収集を円滑に行います。

2 ICT を活用した保健・医療・福祉の取組の推進

本県は、医療情報連携体制の構築に必要な基盤の整備を支援するとともに、医療機関に対し、医療情報の連携に必要な医用画像情報システムや電子カルテシステム等の導入を支援してきました。救急患者の搬送など、複数の機関が関わり迅速な対応が求められる業務を始め、医療機関相互の情報交換、県民への医療機関情報等の提供など、医療・福祉の分野では ICT の活用により大きな効果が見込まれることから、積極的な ICT の活用を推進します。

福祉分野では、ICT を活用して、メールや点字、音声など、障がいに対応した受け取りやすい情報提供を迅速に行うと共に、障がい者が ICT 弱者とならないよう、情報リテラシーの向上に取り組みます。

医療や介護の現場の人手不足は深刻であり、職員の負担軽減と、高齢化が進展する社会状況に対応するため、職員を支援するロボット等の導入を図っていきます。

県立病院においては、インシデント報告分析支援システムを運用し、安全の確保と医療事故の防止を図ります。また、医療情報システムや県立病院財務会計システムを運用し、業務の効率化を図ります。

さらに、いつでもどこでも活用できる ICT の特性を活かし、県民の健康づくりのために、アプリケーションの運用等を行います。

3 ICT を活用した建設工事、維持管理・情報提供の推進

建設業の深刻な人手不足等に対応するため、ICT を活用した建設工事を推進します。ICT に対応した重機等を活用した工事を行い、省力化や施工時間の短縮など、建設工事の生産性の向上を図ります。

県民生活に不可欠なインフラである道路や河川の状況を、ライブカメラから撮影した映像を中心に、ホームページなどからリアルタイムで県民に情報提供します。今後は、IoT やドローンを活用した維持管理、情報提供等を検討します。

4 ICT を活用した交通事故抑止・情報提供の推進

県内で発生した交通事故の情報を、クラウドを利用して、GIS 上にウェブマップとして公開します。事故を起こした運転者や時間、市町村などの属性で情報を絞り込み、知りたい交通事故情報の閲覧を可能にしたり、交通事故多発地点を表示することにより、交通事故を見える化し、安全意識の醸成と、交通事故の減少を図ります。

第3節 産業振興・地域活性化

1 産業振興

本県の産業が発展していくためには、本県の企業が IoT やオープンデータなど最新の ICT のトレンドに乗り遅れないようにしなければなりません。第4次産業革命といわれるような大きな動きに対して本県の産業が対応できるように、支援していく必要があります。

(1) ICT 関連企業誘致、県内中小企業の ICT 利活用促進

県内企業、特に中小企業に対しては、IoT、AI、ビッグデータ解析などの最新技術への対応を支援し、生産管理技術の革新、新事業創出等を促進します。

IoT については、県内企業や会津大学の研究開発に対する支援に取り組みます。特にハイテクプラザにおいて、県内企業や中小企業に対して、IoT や AI 技術に関するアドバイスや支援に取り組みます。

ICT 産業振興のためには、ICT 企業や、データセンター、コールセンターの誘致に、引き続き取り組みます。

(2) 観光における ICT の利活用推進

観光産業は、地方創生の面で重要な役割を果たす成長産業として、大いに期待されています。特に、外国人旅行者によるインバウンド需要は年々拡大傾向にあり、東京や大阪などの都市圏だけでなく、旅行者に地方まで足を伸ばしてもらうためには、ICT を活用した観光情報の効果的な発信や客観的なデータ分析に基づいた地域観光戦略の立案が重要であることから、専門性の高いマーケティング・マネジメント等を行う人材の育成や「日本版 DMO」の形成・確立を支援します。

旅行者が活用する ICT として Wi-Fi やデジタルサイネージの普及が見込まれる中、国内外からの観光誘客を促進するため、無料 Wi-Fi が使えるエリアを拡大するとともに、デジタルサイネージからスマートフォン等に情報を取り込んで観光に利用する取組を着実に後押しします。

(3) 農林水産業における ICT の利活用推進

農林水産業においては、震災等の影響により、価格水準の低迷や販売棚の喪失など、風評による被害が今なお続いていることから、ポータルサイトの開設やオンラインストアにおける販売促進フェア

等の実施等により、全国どこでも県産農林水産物に触れる機会を創出し、県産農林水産物の魅力発信と多様な販路の確保を図ります。

農業においては、農機操作の自動化・無人化、病害虫や家畜疾病などの早期判定センシングやデータ等に基づく栽培、環境管理の最適化、生産予測（市場予測）に基づく生産管理・出荷計画の策定等により生産現場の体質強化を目指します。

林業においては、県と市町村が総合行政ネットワークを利用したクラウドで多種多量の森林情報を共有し、森林 GIS のデータ精度を維持・向上していくとともに、データの相互利用・情報共有を図ります。

水産業においては、水産海洋研究センターを整備するとともに、操業コストの削減と収入増による収益性の高い漁業の実現に向けて、各種情報の収集・配信システムを構築し、効率的な漁業の実践を目指します。

2 少子化、高齢化、ワーク・ライフ・バランスへの対応

本県における女性の活躍を促進するため、働きやすい環境づくりを実践している企業や団体の取組、ロールモデルとなるような個人、各種支援情報等を発信します。男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、取組事例等を情報発信し、県民の意識の高揚を図ります。

3 テレワークによる地域活性化

ICT を活用した働き方であるサテライトオフィスなどのテレワークは、本県への人の流れを創出し、都市部からの移住促進、交流人口の定着、雇用創出や遊休施設の活用による地域活性化、ワーク・ライフ・バランスの向上等に効果が期待できることから、県外企業等によるサテライトオフィスの立地などテレワークの導入を促進していきます。

4 ICT 基盤整備

携帯電話は、現代社会において不可欠の生活基盤であるとともに、IoT の最も規模が大きい実例であり、その重要性はますます高まっています。携帯電話通話エリアについては、これまでの取組により県内世帯カバー率は 99.9%となっていますが、引き続き不通話区域解消に努めていきます。今後は、居住地域のエリア化に加え、観光客等の利便性向上や緊急時、災害時の連絡手段の確保を図るため、主要道路等の非居住地域のエリア化を推進し携帯電話利用の地域間格差を是正していきます。

また、5G は、2020 年の実現を目指して取り組みが進められております。5G は従来よりも高速な通信を実現するシステムですが、加えて、「超低遅延¹⁴」、「多数同時接続¹⁵」といった特徴を持ち、本格的な IoT 時代にふさわしい新たなシステムとして期待されていることから、積極的に情報収集等を行い、必要な対応をしております。

本県内のブロードバンドサービスは、順調に普及率が伸びており、今後とも事業者によるサービスの拡大を促進します。ブロードバンドサービスの基盤である光ファイバの未整備地区の解消については、市町村の取組を支援します。

第 4 節 教育・ICT 人材育成

1 学校教育の ICT 化

新学習指導要領において、情報活用能力が、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられており、次代を担う児童生徒が ICT に対応していきえるように、県立学校での ICT 機器整備や教育ネットワークの維持管理、教員の研修等に取り組み、学習活動において積極的に ICT を活用し、児童生徒が情報を活用していく能力の向上に努めます。

福島イノベーション・コースト構想を担う人材を育成するため、県立高校においてロボットやドローンなどの先端技術に関する学習を行うとともに、最先端施設における研修等により教員の指導力向上に努めます。

2 情報教育・情報モラル教育

携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器が児童生徒にも急速に普及しており、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、情報通信機器を用いた犯罪等が発生していることから、児童生徒の情報活用能力を高める教育、情報モラル教育の充実を図るとともに情報モラル教育を行う教員の指導力向上に努めます。

3 ICT 人材育成

オープンデータや IoT など、新たな ICT を活用し、地域の課題解決や

¹⁴ 通信ネットワークにおける遅延を極めて小さく抑えられること。利用者が遅延を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御できます。総務省、「平成 30 年版 情報通信白書」、第 1 部第 3 章第 3 節、p.131、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n3300000.pdf>、平成 31 年 2 月 27 日参照

¹⁵ 基地局 1 台から同時に接続できる端末を従来に比べて飛躍的に増やせること。例えば、これまでは自宅で PC やスマートフォンなど数個程度の接続だったものが、5G により 100 個程度の機器やセンサーを同時にネットに接続できるようになります。前掲書、p.131

ビジネスにつなげていくためには、人材の育成が欠かせません。

本県には ICT の専門大学である会津大学があり、同大学を核とした専門人材の育成や、ベンチャーの立ち上げ支援に取り組みます。また、テクノアカデミーにおいて、IoT や AI について人材育成に取り組みます。

セキュリティの確保のために、企業等においてサイバー犯罪被害防止の中心となるような人材育成を図ります。

4 啓発活動

ICT では常に新技術、新ビジネスが生まれており、様々な分野での活用が期待されていることから、オープンデータや、IoT、AI 等の新しい ICT について普及・啓発活動を行い、継続的に県民の情報リテラシーの向上等を図ります。

ICT の利用者に対するサイバー犯罪は、日々新たな手口が生み出されています。サイバー被害防止のための動画等を作成するなど、常に県民の注意喚起を図り、被害者に対する相談に応じていきます。

仮想通貨などの新たなビジネスは、その特徴や危険性に対する啓発活動や相談対応が必要です。県民向けの研修・啓発や、注意喚起、相談等により、最新の ICT の安全な活用を促進します。

第 5 節 電子自治体

1 行政手続オンライン化原則の推進

官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則を推進します。本県が運用している申請・届出オンラインシステム、地方税電子申告、電子入札システム等のオンラインシステムを引き続き運用するとともに、オンライン化手続の拡大について検討します。また、オンライン申請に必要となる電子証明書の発行を行う公的個人認証サービス制度を引き続き運営します。

電子納税については、2019 年 10 月に運用開始が予定されている共通電子納税システムに本県も参加し、納税者の利便性向上やコスト削減を図ります。

また、マイナンバー制度については、国や関係団体とのデータ連携が円滑に行われ、データ利用が進むように、団体内統合宛名システムの安定運用を図ります。さらに、監査や職員研修等を行い、特定個人情報の保護を図ります。

2 オープンデータの推進

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、県ホームページ等を通じて、県がもつデータの公開を引き続き推進します。都市計画基礎調査に関する情報の公開など、新たなデータの公開を進めると共に、県民や企業のデータに対するニーズを検討しつつ、公開するデータの充実と内容の更新を図り、公開方法の改善を検討します。さらに、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

非識別加工情報制度については、国や他県の動向を見守りながら、情報収集や課題の検討を行っていきます。

3 マイナンバーカードの普及・活用

マイナンバーカードの普及・活用を図るため、マイナンバーカードの利活用に関する市町村への情報提供や、マイキープラットフォームを活用した実証事業等を推進します。マイナンバーカードの取得を促進するため、職員に対する周知や県民に対する広報活動等を行います。

また、コンビニ交付サービスの導入推進など、県内の市町村の取組の整合を図り、県民の享受できるサービス水準の平準化を図ります。

4 デジタルデバイド対策

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会や活用のための能力における格差の是正を図ります。県民の誰もが安全で快適に ICT の利便性を享受できるように、市町村やふくしま ICT 利活用推進協議会等と連携し、県民の情報リテラシー向上のための取組を促進します。

5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）を図ります。このため、各種情報システムのクラウド化の促進やセキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保、各種データの標準化等について検討します。

6 業務の効率化・高度化

RPA 等の新たな ICT の導入により、県業務の効率化を図ります。RPA については、2019 年度に実施する試行の結果を踏まえ、費用対効果及び適用業務等を勘案しながら、県の業務への導入を検討します。AI については、情報収集を進め、県の業務への適用を検討します。

各市町村選挙管理委員会からの報告をインターネットのウェブシステムを利用して集約集計すること等により、業務の効率化・高度化を図ります。会計事務、工事等執行管理事務、予算編成事務、文書管理事務、職員の勤怠管理事務等の電子化、及び給与・旅費支給事務の集中処理化による業務の効率化・高度化、事務ミスの軽減を図るためのシステムによるチェック機能の強化等を引き続き推進します。

また、複数部局に関連する重要システムについては、情報システム最適化委員会による審査等により、全体最適化を推進します。

7 働き方改革

職員一人一人の状況に応じたワーク・ライフ・バランスを実現し、職員の個性と能力を十分に発揮して公務能率・行政サービス向上を図るため、県にテレワークによる在宅勤務やサテライトオフィス等の導入を検討します。多様で柔軟なワークスタイルや、育児や介護等がしやすい職場環境の実現等を目指し、必要な制度の見直しや、セキュリティ対策等を検討します。

8 ICT 基盤整備

(1) ハード基盤の整備

県の各機関を接続したネットワークである「福島県情報通信ネットワークシステム」を適切に運用するとともに、当該システムに係る主要な機器を耐震性が高く空調、無停電装置及び自家発電機を有し、県庁と高速回線で接続されたデータセンターに設置することや、当該システムに係る主要な機器の二重化等により、県の基幹回線・サーバ基盤として、災害時にも「止まらないネットワーク」を維持します。さらに、地方公共団体を専用回線で結び、高度なセキュリティが確保された総合行政ネットワークや、各市町村の住民基本台帳を専用回線でネットワーク化し、全国的な本人確認を可能にした住民基本台帳ネットワークを運用します。

県庁内のクラウド化を図り、災害時における業務継続性の確保や、セキュリティ水準の向上、運用費用の削減等を図ります。

(2) セキュリティ対策

システム調達時に、担当課と「情報システム最適化ガイドライン」に基づく協議を行い、システムのセキュリティ対策を確認します。

マイナンバー利用事務端末からの住民情報流出の防止、インター

ネットと庁内ネットワークの分離、福島県自治体情報セキュリティクラウドの運用等を継続し、庁内ネットワークの安全性の確保を推進します。

9 情報セキュリティ及び個人情報等の適正な取り扱いの確保

福島県情報セキュリティポリシーに基づき適切に情報システムを運用するほか、個人情報の保護に関する法律や福島県個人情報保護条例に基づき個人の権利利益が害されないように適切にデータを取り扱うこととし、データの活用に係る県民の不安の払拭に努めることとします。

10 職員の研修・育成

本県における ICT や官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウ等について、職員の研修・育成を図ります。

セキュリティの確保のため、全職員を対象にした情報セキュリティ研修とセキュリティ利用者監査を実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図っていきます。

11 市町村支援

市町村による新しい ICT の利用を促進するため、市町村の官民データ活用推進計画の策定、市町村が有するデータのオープンデータ化、オンライン化された行政手続の拡大、申請・届出オンラインシステムへの参加等を働きかけていきます。

また、効率的かつ災害に強い自治体システムを実現するため、市町村へのアドバイスや事例紹介等を通じて、市町村の基幹システムへのクラウドの導入や、ICT-BCP（事業継続計画）の策定を支援します。

第5章 計画の推進

第1節 推進体制

本計画の推進体制としては、県庁内では「福島県電子社会推進本部」において全庁的な意思統一のもと各施策を効果的かつ効率的に推進します。

また、IoT等の先端のICTや官民データは、社会の様々な分野への適用と、モノからネットワーク、アプリケーション、サービス等様々な分野の技術の利用が予想されることから、県、市町村、各種団体、民間企業、大学等を会員として設立された「ふくしま ICT 利活用推進協議会」を活用するなどして、国や市町村、県民等と連携・協働し、ICTや官民データに関するニーズや課題の把握等を行い、本県におけるICT官民データの利活用を推進します。さらに、「福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」と連携して、ICT及び官民データの安全な利活用を推進します。

市町村との連携については、「福島県電子自治体推進連絡会議」においても、県と市町村が共有する課題や新たな情報通信施策への対応に関する問題等を検討・協議し、ICT及び官民データの利活用を推進します。

第2節 進行管理

本計画で示した施策の展開方向の具体化については、年度ごとに、県庁内各部局がそれぞれ実施する施策を取りまとめたアクションプランを策定し、推進します。

アクションプランでは、可能な限りKPI（重要業績評価指標）を定め、達成度の評価を行い、翌年度に取りまとめて公表することとします。

第3節 計画の見直し

本計画の期間は、2019年度から2021年度までの3年間としていますが、ICTの進展の速さに鑑みて、必要に応じて見直しを行うこととします。

用語解説

索引	用語	解説
か	官民データ	官（国、地方公共団体等）と民（事業者等）が保有する電磁的に記録された情報。官民データ活用推進基本法第2条第1項。 「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、平成29年5月30日、pp.12、 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/siryoul.pdf 、平成31年2月26日参照
き	緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	官邸から関係機関に、緊急情報（弾道ミサイル等国民保護情報）を迅速に伝達するための一斉送信システムのこと。
こ	コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現するという方針。 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議。「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（通称デジタルファーストアクションプラン）」、p.18、平成29年5月30日、 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_houshinbesshi.pdf 、平成31年2月27日参照
	コールセンター	企業等で顧客等との電話等による応対を集中して専門的に行う部署のこと。 総務省。「平成19年版 情報通信白書」 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h19/html/j214d000.html 、平成31年2月26日参照
さ	サイバー犯罪	ICT を悪用した犯罪を指す。例えば、個人や企業のパソコンやサーバに不正に侵入して、データを盗み取ったり書き換えたりすることなど。
	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。 総務省。「おためしサテライトオフィス」、 http://www.soumu.go.jp/satellite-office/ 、平

		成 31 年 2 月 26 日参照
し	情報システム最適化ガイドライン	情報システムのライフサイクルである開発工程と管理工程の各段階において実施すべき作業に関する原則的な考え方及び必要な手続等を示したガイドライン。
	情報提供ネットワークシステム	マイナンバー法で定められた事務のために、行政機関や地方公共団体等が特定個人情報の情報連携を行うために構築された専用のネットワークシステムのこと。 内閣府. “用語集”、 http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/yougo.html 、平成 31 年 2 月 27 日参照
	震度情報ネットワーク	各市町村に設置した計測震度計をネットワーク化し、震度情報の迅速な収集を行うとともに、気象台とのオンライン接続により震度情報を収集するネットワーク
せ	全国瞬時警報システム (Jアラート)	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム 総務省消防庁. “国民保護” http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html 、平成 31 年 2 月 27 日参照
そ	総合情報通信ネットワーク	災害から県民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えるため、国、県、市町村、消防、防災関係機関等に整備された通信網。このネットワークは、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成されており、また、主要機器を 2 重化するとともに非常電源による停電対策を備えるなど、信頼性と耐災害性が高いことが特徴。
た	第 5 世代移動通信システム (5G)	2020 年の実現を目指し、世界各国で取組が進められている携帯電話などの移動通信システム。G とは Generation (世代) の略で、「第〇世代移動通信システム」のことを〇G という。移動通信のシステムは、音声主体のアナログ通信である 1G から

		<p>始まり、パケット通信に対応した 2G、世界共通の方式となった 3G を経て、現在では LTE-Advanced 等の 4G までが実用化されている。これに続く次世代のネットワークとして注目されているのが 5G、即ち第 5 世代移動通信システムである。</p> <p>総務省「平成 30 年版 情報通信白書」、第 1 部第 3 章第 3 節、p130-131、 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n3300000.pdf、 平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
	第 4 次産業革命	<p>家畜に頼っていた労力を蒸気機関など機械で実現した第 1 次産業革命、内燃機関や電力で大量生産が可能となった第 2 次産業革命、IT・コンピュータ・産業用ロボットによる生産の自動化・効率化が進化した第 3 次産業革命に続く変革で、あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につながる環境。</p> <p>総務省「平成 29 年版 情報通信白書」、第 1 部第 3 章第 1 節、p. 107、http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n3100000.pdf、平成 31 年 2 月 26 日参照</p>
	団体内統合宛名システム	<p>マイナンバー制度において、各業務システムで管理する宛名情報を統一的に管理するため、個人番号と各自治体が定める団体内統合宛名番号を 1 対 1 で管理するシステム。</p>
ち	チャットボット	<p>音声言語で人間と対話できるソフトウェア。AI の利用と、自然言語処理技術の進歩により、様々なサービスに実用化されている。</p>
て	デジタルサイネージ	<p>電子看板とも呼ばれ、表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体のことで、設置地域に即したリアルタイムな情報配信が可能であることが特徴。</p>
	デジタルファースト	<p>手続の電子化の徹底を前提としつつ、さらにデジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提</p>

		<p>としたサービス設計を行うことにより、「原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」という方針。</p> <p>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議、「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（通称デジタルファーストアクションプラン）」、p. 16、平成 29 年 5 月 30 日、 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_houshinbesshi.pdf、平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
	データセンター	<p>インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP 電話などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称。</p> <p>日本データセンター協会、「データセンターとは」、 http://www.jdcc.or.jp/activity/datacenter.html、平成 31 年 2 月 26 日参照。</p> <p>また、建物の耐震構造化や非常用発電装置の設置等により、災害に強い構造となっている。</p>
	テレワーク	<p>ICT を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。またテレワークは、雇用関係の有無により「雇用型テレワーク」「自営型テレワーク」に分類される。さらに雇用型テレワークは企業が用意した働く場所の違いにより「在宅勤務（自宅で勤務するもの）」「施設利用型（会社のサテライトオフィス等で勤務するもの）」「モバイルワーク（施設に依存せず、いつでもどこでも仕事が可能なもの）」のように分類される。</p> <p>総務省、「平成 29 年版 情報通信白書」、第 1 部第 4 章第 2 節、p. 177、 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n4200000.pdf、平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
と	ドローン	<p>無人の航空機で、遠隔操作や自動操縦で飛行させることができるもの。航空法第 2 条第 22 項参照。</p>
の	農業用アシストスーツ	<p>収穫物の積み下ろしなどの重労働を軽減するため、作業者が体に装着し、体の動きをアシストす</p>

		<p>る装置のこと。</p> <p>農林技術会議. “農作業の強い味方アシストスーツ”、http://www.affrc.maff.go.jp/docs/youth/agri_science/as201410.htm、平成 31 年 2 月 26 日参照</p>
ひ	非識別加工情報	<p>特定の個人が識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 8 項</p>
ふ	福島県電子自治体推進連絡会議	<p>電子自治体の推進に向け、県と市町村の共通する課題の検討、共同利用可能なシステムの検討及び電子自治体推進に関する問題等に対する連絡調整をするために設置した会議。</p>
	福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会	<p>平成 12 年に設立され、サイバー犯罪及びサイバー攻撃の被害及び拡大の防止を図るため、会員（民間企業、団体、自治体、教育機関、警察機関）相互が緊密に連携し、各種情報の交換や防犯意識の普及高揚に務め、県民生活の安全や正常な高度情報化の推進に寄与することを目的として活動している。</p>
	ブロックチェーン	<p>情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、「ビットコイン」等の仮想通貨に用いられている基盤技術のこと。</p> <p>総務省. 「平成 30 年版 情報通信白書」、第 1 部第 3 章第 3 節、p. 128、http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n3300000.pdf、平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
ほ	防災事務連絡システム	<p>災害時における正確な情報収集、情報伝達及び情報の共有化を図り、災害対策活動に役立てるとともに、緊急性の高い災害情報をテレビやラジオ等を通じて正確かつ迅速に提供するシステム。</p>
	ホープツーリズム	<p>観光客に、福島県が復興に向け挑戦する姿を実際に来て、見て、感じてもらうツアーのこと。</p>

ま	マイキープラットフォーム	マイナンバーカードに搭載された公的個人認証の機能を活用し、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードとしての利用や商店街・オンラインでの自治体ポイントの使用といった各種サービス呼び出すための共通情報基盤のこと。 内閣府. “用語集”、 http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/yougo.html 、平成 31 年 2 月 27 日参照
	マイナンバー	赤ちゃんからお年寄りまで一人ひとりに指定された 12 桁の番号のこと。日本に住民票がある人 (外国人も含む) 全員が持っている。マイナンバーは、「税金に関すること」、「年金や医療保険といった社会保障に関すること」、「地震や大雨などの災害への対策に関すること」の 3 つの分野で、法令で決められた範囲でしか使うことができない。 内閣府. “用語集”、 http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/yougo.html 、平成 31 年 2 月 27 日参照
	マイナンバーカード	マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製の IC カードのこと。公的な身分証明書として使用できたり、市町村によって、コンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などが取得できたりする。 内閣府. “用語集”、 http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/yougo.html 、平成 31 年 2 月 27 日参照
ら	ラミセス	モニタリング情報共有システム (RAMISES: RAdiation Monitoring Information Sharing for Emergency Support) のことで、緊急時に現場で測定したモニタリング結果や写真などの情報を共有するためのシステム。
わ	ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする方針。 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議. 「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクシ

		<p>コンプラン（通称デジタルファーストアクションプラン）」、p. 19、平成 29 年 5 月 30 日、 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_houshinbesshi.pdf、 平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
A	AI	<p>Artificial Intelligence の略で、人間の知能を再現することを目的に開発されたソフトウェア。人工知能。</p>
B	BCP	<p>Business Continuity Plan の略で、事業継続計画のこと。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のこと。 内閣府（防災担当）. 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 平成 28 年 2 月」、p. 4、http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf、平成 31 年 2 月 26 日参照</p>
	BPR	<p>Business Process Re-engineering の略で、既存の業務内容、業務フロー等を見直し、再設計することで、最適化を図ること。</p>
D	DMO	<p>Destination Management/Marketing Organization の略で、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人のこと。 国土交通省観光庁. “日本版DMOとは?”、 http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000048.html、平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
G	GIS	<p>Geographic Information System の略で、地理情報システムのこと。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。</p>

		国土交通省国土地理院. “GIS とは・・・”、 http://www.gsi.go.jp/GIS/whatisgis.html 、平成 31年2月28日参照
I	ICT	Information and Communication Technology の略 で、情報通信技術のこと。
	ICT-BCP	ICT 部門の業務継続計画
	IoT	Internet of Things の略で、あらゆる「モノ」が インターネットにつながり、情報のやりとりをす ることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化 等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。
K	KPI	Key Performance Indicator の略で、重要業績評 価指標のこと。施策ごとの進捗状況を検証するた めに設定する指標。
O	OS	Operating System の略でパソコン等を動かすため の基本的なソフトを指す。OS はメモリやディス ク、周辺機器などのハードウェアの管理や、ユー ザーがパソコンを操作するためのプログラム（ユ ーザーインターフェース）の提供など、実にさま ざまなことを行っている。OS が組み込まれていな いとパソコン等を動かすことはできない。それぞ れの OS ではその OS に対応するソフトや周辺機器 を使用しないと動かない。 総務省. “用語解説”、 http://www.soumu.go.jp/ denshijiti/ict/data/3.html 、平成 31 年 3 月 8 日参照
R	RPA	Robotic Process Automation の略で、作業を自動 化するソフトウェアを指す。複数のシステムにま たがった作業を、大規模な開発作業を行わずに、 自動化できる。 総務省.” RPA（働き方改革：業務自動化による生 産性向上）”、 http://www.soumu.go.jp/ menu_news/s-news/02tsushin02_04000043.html 、 平成 31 年 3 月 11 日参照
W	Wi-Fi	“ワイファイ”と読み、ケーブルを使わず無線通 信を利用してデータをやり取りする仕組みで、米 国の団体が定めた規格の一つのこと。

	<p>総務省. 「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き～安全な Wi-Fi の提供に向けて～平成 28 年 8 月版」、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/cmn/wi-fi/Wi-Fi_manual_for_AP.pdf、平成 31 年 2 月 27 日参照</p> <p>また、スマートフォンやタブレット等の無線 LAN を搭載した携帯端末の普及を背景として、無線 LAN を利用する機会が増えてきている。</p> <p>総務省. 「平成 30 年版 情報通信白書」、第 2 部第 6 章第 6 節、p. 335、 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n6600000.pdf、平成 31 年 2 月 27 日参照</p>
--	---